

公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	新潟市中之口地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市西蒲区中之口310番地
根拠法令	社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積 3,625㎡、建築面積 903.73㎡、延床面積 1,491.29㎡ 建築構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階 事務室(40.46㎡)、料理実習室(81.80㎡)、婦人研修室(31.20㎡)、多目的ホール(254.70㎡) 会議室(28.63㎡)、保健室(85.80㎡) 2階 図書資料室(69.53㎡)、大会議室(173.23㎡)、農事研修室(34.30㎡)、 青少年研修室(68.00㎡)

施設の設定目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
公民館の方向性 1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組(旧 基本施策) (1)人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2)家庭における教育力向上の支援 (3)青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4)高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5)現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供